

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年 8 月27日
【報告者の氏名又は名称】	リテールインベストメントカンパニー合同会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区北青山二丁目 5 番 1 号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山二丁目 5 番 1 号
【電話番号】	(03) 3497 - 4484
【事務連絡者氏名】	職務執行者 細見 研介
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	リテールインベストメントカンパニー合同会社 (東京都港区北青山二丁目 5 番 1 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」とは、リテールインベストメントカンパニー合同会社をいいます。
- (注 2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ファミリーマートをいいます。
- (注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注 8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注 9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものですが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員及び取締役も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人並びにその役員及び取締役に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語により作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注12) 本書中の記載には、「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点で公開買付者が有する情報をもとに作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

1【公開買付報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年8月25日付で提出いたしました公開買付報告書につきまして、本公開買付けに応募された株券等の総数に記載誤りがあったため、法第27条の13第3項において準用する法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 2 買付け等の結果
 - (1) 公開買付けの成否
 - (3) 買付け等を行った株券等の数
 - (4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

2【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

(訂正前)

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（50,114,060株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（79,017,984株）が買付予定数の下限（50,114,060株）以上となりましたので、公開買付開始公告（2020年7月21日付及び2020年7月29日付の「公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）及び公開買付届出書（2020年7月21日付及び2020年7月29日付の公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(訂正後)

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（50,114,060株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（79,017,884株）が買付予定数の下限（50,114,060株）以上となりましたので、公開買付開始公告（2020年7月21日付及び2020年7月29日付の「公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）及び公開買付届出書（2020年7月21日付及び2020年7月29日付の公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

(訂正前)

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	79,017,984 (株)	79,017,984 (株)
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-
株券等預託証券 ()	-	-
合計	79,017,984	79,017,984
(潜在株券等の数の合計)	-	(-)

(訂正後)

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	79,017,884 (株)	79,017,884 (株)
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-
株券等預託証券 ()	-	-
合計	79,017,884	79,017,884
(潜在株券等の数の合計)	-	(-)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (a)	790,179
aのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (d)	2,535,507
dのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (f)	-
対象者の総株主等の議決権の数 (2020年 2 月29日現在) (個) (g)	5,053,977
買付け等後における株券等所有割合 ((a + d) / (g + (b - c) + (e - f)) × 100) (%)	65.71

< 後略 >

(訂正後)

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (a)	790,178
aのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (d)	2,535,507
dのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (f)	-
対象者の総株主等の議決権の数 (2020年 2 月29日現在) (個) (g)	5,053,977
買付け等後における株券等所有割合 ((a + d) / (g + (b - c) + (e - f)) × 100) (%)	65.71

< 後略 >